

羽咋市空家リフォーム再生事業助成金交付要綱取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、羽咋市空家リフォーム再生事業助成金交付要綱（令和2年3月31日告示第35号。以下「要綱」という。）の規定による助成金の交付に関する取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 要綱第2条第1号に規定する空家は、除却費の助成を受ける空家については1年未満の居住その他の使用がなされていない建築物を含むものとする。ただし、建築物の建替えに伴う除却については対象外とする。

なお、跡地を購入した者が建築物を新築する場合についてはこの限りでない。

(助成金の交付申請)

第3 要綱第6条に基づき除却費助成金の交付を申請する場合は、別表2に掲げるその他市長が必要と認める書類として、石綿障害予防規則第3条及び大気汚染防止法第18条の15に基づく石綿事前調査結果の写しを添えて市長に申請しなければならない。

(実績報告)

第4 要綱第9条に基づき除却費助成金に係る実績を報告する場合は、別表2に掲げるその他市長が必要と認める書類として、石綿障害予防規則第35条の2及び大気汚染防止法第18条の23に基づく石綿除去作業記録の写しを添えて市長に提出しなければならない。

附 則

この要領は、令和2年10月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月29日から施行する。